

まん延防止等重点措置に伴う対応について

国のまん延防止等重点措置の指定を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対応を下記のとおりといたします。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 期間

1月24日（月）から2月13日（日）まで

2 開館時間

公民館の開館時間を20時までとします。

3 使用料の還付申請

まん延防止等重点措置期間中（1月21日～2月13日）の利用について、感染防止のために利用を中止した場合の使用料の還付は、下記期限までに申請をしてください。

申請期限 2月28日（月）